

個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード及びこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

■ 内部の不正利用の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 操作者用ICカードやパスワードにより、操作者を限定
- 追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存
- 照会条件の限定

■ 外部からの侵入防止

- 専用回線の利用、指定情報処理機関が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化
- 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等は使用せず。独自のアプリケーションによる通信

■ 住基カードの個人情報保護措置

- 住基カードは住民の申請により交付
- 住基ネットサービス利用エリア、個人認証サービス利用エリア、市町村独自サービスエリアはそれぞれ独立
- 住民票コードは住基ネットサービスエリア以外では使用禁止

■ その他の措置

- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導・外部監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施
- 行政機関個人情報保護法により国の機関等の担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）、不正な利益を図る目的で個人情報の提供又は盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の秘密を収集した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）に刑罰が加重。

住基ネット関連訴訟等の状況

住基ネット関連訴訟

原告側の主張

- ・ 個人情報の漏洩や目的外利用等によりプライバシーが侵害される。
- ・ 行政が一方的に国民に番号を付すことは、人格権の侵害に当たる。
- ・ 住民票コードは違法なデータマッチングのマスターキーとなるおそれがある。
- ・ 原告らの同意なく住基ネットに接続することは、自己情報コントロール権の侵害に当たる。 等

→ 最高裁判決(平成20年3月6日、行政側の全面勝訴)～住民票コードの削除等の請求について～

- 住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということとはできない。

→ 杉並事件最高裁決定(平成20年7月8日、行政側の全面勝訴)～いわゆる選択制の可否について～

- 市町村長は、都道府県知事に対し、漏れなく住民に係る本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村長の行為は違法である(東京高裁判決(H19.11.29)を維持)。

不接続団体の状況

①東京都国立市(人口約7万3千人)

- ・ 平成14年12月26日から不接続
- ・ 東京都知事から是正の勧告(平成15年5月30日、平成20年9月9日)
- ・ 国立市議会では「住基ネット接続を求める決議」を採択(平成20年9月19日)
- ・ 総務大臣から東京都知事に是正の要求の指示(平成21年2月13日)
→ 東京都知事から国立市長への是正の要求(平成21年2月16日)

②福島県矢祭町(人口約7千人)

- ・ 住基ネット第1次稼働当初(平成14年8月5日)から不接続
- ・ 福島県知事から是正の勧告(平成15年6月4日、平成21年3月17日)

※ 東京都杉並区(人口約52万人)

- ・ 住基ネット第1次稼働当初(平成14年8月5日)から不接続
- ・ 東京都知事から是正の勧告(平成15年5月30日)
- ・ 国及び東京都を提訴(平成16年8月24日) → 最高裁決定(平成20年7月8日)

⇒ 杉並区長は住基ネットへの接続を表明(平成20年7月16日) → 平成21年1月5日から住基ネットに接続

住基ネット関連訴訟について(平成21年3月31日現在)

【国が被告となっている訴訟】

○ 国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに対して住民票コードの削除等を求める訴訟。

<係属中 2件>

- ・札幌地裁係属事件 1件
H20.7.10(一審勝訴)→控訴
- ・熊本地裁係属事件 1件
H20.9.25(一審勝訴)→控訴

<終結 33件>

- ・東京地裁係属事件 11件
内10件H18.7.26(一審勝訴)→H20.9.4(二審勝訴)→H21.3.24(最高裁決定・勝訴確定)
内1件H18.4.7(一審勝訴)→H20.9.24(二審勝訴)→H21.2.26(最高裁決定・勝訴確定)
- ・福島地裁係属事件 2件
H19.5.15(一審勝訴)→H20.8.21(二審勝訴)→H21.1.22(最高裁決定・勝訴確定)
- ・宇都宮地裁係属事件 2件
H18.11.9(一審勝訴)→H20.9.30(二審勝訴)→H21.2.27(最高裁決定・勝訴確定)
- ・横浜地裁係属事件 2件
H18.10.26(一審勝訴)→H20.8.26判決(二審勝訴)→H21.1.30(最高裁決定・勝訴確定)
- ・さいたま地裁係属事件 2件
H19.2.16(一審勝訴)→H20.8.28(二審勝訴)→H21.2.26(最高裁決定・勝訴確定)
- ・千葉地裁係属事件 1件
H18.3.20(一審勝訴)→H19.10.17(二審勝訴)→H20.3.6(最高裁判決・勝訴確定)
- ・金沢地裁係属事件 2件
H17.5.30(一部敗訴)→H18.12.11(二審勝訴)→H20.3.6(最高裁判決・勝訴確定)
- ・名古屋地裁係属事件 3件
内2件H17.5.31(一審勝訴)→H19.2.1(二審勝訴)→H20.3.6(最高裁判決・勝訴確定)
内1件H18.9.29(一審勝訴)→H20.8.28(二審勝訴)→H21.1.22(最高裁決定・勝訴確定)
- ・大阪地裁係属事件 5件
H18.2.9(一審勝訴)→H20.5.8(二審勝訴)→H20.11.25(最高裁判決・勝訴確定)
- ・和歌山地裁係属事件 1件
H18.4.11判決(一審勝訴)→H20.2.27(二審勝訴)→H20.10.7(最高裁判決・勝訴確定)
- ・福岡地裁係属事件 2件
H17.10.14(一審勝訴)→H20.9.29判決(二審勝訴)→H21.3.31(最高裁決定・勝訴確定)

○ 国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求める訴訟(杉並区が原告)。終結。

H18.3.24(一審勝訴)→H19.11.29(二審勝訴)→H20.7.8(最高裁決定・勝訴確定)

【国が被告となっていない訴訟】

1 このうち、国の利害に関係のある訴訟として、法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の規定に基づき法務大臣が訴訟実施をしているもの

○ 損害賠償と住民票コードの削除等を求める訴訟

- ・東京地裁係属事件 2件:被告(西東京市)
一審勝訴→二審勝訴→上告(勝訴確定)
- ・大阪地裁係属事件 2件
:(内1件:被告(豊中市)一審勝訴(確定))
:(内1件:被告(豊中市ほか4市)一審勝訴→二審一部敗訴
→上告(吹田市、守口市)／敗訴確定(箕面市))

○ 住民訴訟

- ・名古屋地裁係属事件 1件
→被告(名古屋市)一審、二審勝訴(確定)

○ 住民票コードの記載・通知に関する訴訟

- ・東京地裁係属事件 3件
:被告(西東京市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- ・横浜地裁係属事件 1件
:被告(神奈川県、鎌倉市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- ・神戸地裁係属事件 3件
:被告(兵庫県、神戸市等)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- ・福岡地裁係属事件 1件
:被告(福岡市中央区)勝訴確定
- ・大分地裁係属事件 3件:(内2件→被告(大分市))
一審、二審勝訴→上告中
:(内1件→被告(別府市))一審勝訴(確定)

○ 損害賠償を求める訴訟

- ・福岡地裁係属事件 1件:被告(福岡市)一審勝訴(確定)

2 1以外の訴訟

○ 市から県への本人確認情報の通知の取消を求める訴訟

- ・水戸地裁係属事件 1件
:被告(つくば市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)

○ 県個人情報保護条例上の決定(本人確認情報の提供の中止を求める請求を退ける決定)の取消を求める訴訟

- ・岡山地裁係属事件 1件:被告(岡山県)勝訴確定

○ 住民票コードの記載・通知に関する訴訟

- ・富山地裁係属事件 1件
:被告(富山市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)

○ 住民訴訟

- ・熊本地裁係属事件 1件:被告(熊本県)勝訴確定
- ・東京地裁係属事件 2件:被告(杉並区)いずれも勝訴確定